

## 水道工事の数値基準等について（令和5年4月1日単価世代より適用）

### 1. 数値基準の適用範囲

この数値基準は、横須賀市上下水道局が発注する水道施設工事に適用します。ただし、設計書に表示されている数値については、その数値を優先します。

### 2. 本工事内訳書及び内訳書の数量における数値基準

土量、ダンプトラック運搬、コンクリート、モルタル、鋼材の数量は小数点以下1位止め（2位を四捨五入）とし、その他は整数止め（小数点以下1位を四捨五入）とします。

### 3. 一位代価表の数量における数値基準

材料、労務、機械の運転時間等の数値は、小数点以下3位（4位を四捨五入）までとします。

ただし、水道事業実務必携及び神奈川県県土整備局土木工事標準積算基準書等に指定がある場合は除きます。

※最小表示数値について、上記2、3の基準に当てはまらない最小数値以下の数量の場合は、基準より小数点部分を1位下げることができます。

### 4. 諸雑費及び端数処理について

#### （1）諸雑費等

##### 1) 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上します。

##### 2) 単価表（一位代価表）

###### ①単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上します。

###### ②単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上します。

###### ③単価表（歩掛表に単位変換または補正があるもの）

単位数量当りの単価表の合計金額に対し、乗算または除算した金額の円未満を切り捨てて計上します。

## (2) 端数処理

①単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てます。

②共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てます。  
また、共通仮設費率は地域補正および週休2日補正を行い端数処理します。

共通仮設費率計算例

共通仮設費率	×	地域補正	×	週休2日補正	=	端数処理前	端数処理後
10.57	×	1.2	×	1.04	=	13.19136	13.19

※小数点以下第3位四捨五入

③現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てます。

また、現場管理費率は地域補正および週休2日補正を行い端数処理します。

現場管理費率計算例

現場管理費率	×	地域補正	×	週休2日補正	=	端数処理前	端数処理後
33.18	×	1.1	×	1.06	=	38.68788	38.69

※小数点以下第3位四捨五入

④スクラップ評価額の金額は規格の区分毎に1円単位とし、四捨五入したスクラップ数量から集計しています。

(例)

スクラップ数量 A 2,296.8kg → 2,297kg

スクラップ費 A 2,297kg × -6 円/kg = -13,782 円

---

スクラップ数量 B 966.9kg → 967kg

スクラップ費 B 967kg × -8 円/kg = -7,736 円

---

スクラップ評価額 -21,518 円

⑤工事価格は、10,000円単位とします。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上します。また、変更請負工事価格は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てます。

⑥市場単価及び標準単価の端数処理について

市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとします。なお、単価補正が行われた場合の単価についても円止め（小数点以下切り捨て）として計算し、数量×単価＝金額を算出しています。

⑦労務単価補正の端数処理について

夜間及び時間外等により労務単価の補正を行う場合について、割増係数は小数点以下3位まで（4位を四捨五入）とします。また、算出された労務単価額は、10円未満切り捨てとします。

⑧機械損料、機械賃料補正の端数処理について

機械損料については「建設機械等損料表」によります。また、賃料補正（夜間補

正) を行った単価は円止め (円未満切捨) とします。

注意事項

歩掛の中で率計上指定の諸雑費及び採用歩掛・頁の記載について

諸雑費は雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるために率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものです。

計上にあたっては、所定の諸雑费率の限度いっぱいとし、当該金額の超えない範囲で端数調整を行うものです。

また、一部の複合代価表については、上位代価表のみ採用歩掛・頁が記載されているので、ご注意ください。

5. 単価表 (一位代価表) における諸雑費等のコードについて

%の諸雑費を使用する場合は、諸雑費がかかる基礎単価の「雑」欄にフラグを入力しています。

フラグは諸雑費コード番号「Z」の次の数字を対象単価の「雑」欄に入力しています。

※諸雑費の率等については各基準書を確認してください。

例 1) 諸雑費の単価コード番号が「Z1000」の場合、フラグは1となります。

(040054-0)

第37号代価表  
520420-0000-01

種別: φ300mm GX形2工程(専用工具使用)  
形状:  
備考: 令和1必携第1編2-8-3

名称: 鑄鉄管切断・溝切り加工工 1箇所当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑 種	備 考
特殊作業員		人				1	R0100 県単価・R0101
普通作業員		人				1	R0200 県単価・R0102
鑄鉄管切断機損料	GX形専用工具 クビソバねじ用 φ300	日					MZ03660 局独自
溝切り・切断刃消耗費	φ300	枚	1				K390060 局独自
諸雑費		%					Z1000
合 計		箇所	1				
単 位 当 り		箇所	1				

諸雑費がかかる単価の「雑」欄に「1」の表記

諸雑費コード Z1000

例 2) 諸雑費が2つかかる場合 (砂散布費 : Z5000 諸雑費 : Z1000)

(TM0001-0)

第5号代価表の1  
SZ1070-0000-01

舗装工(人力施工) 100m<sup>2</sup>・1層当り

種別: 密粒度アスコン(13) タックコート  
形状: 仕上厚5cm 車道及び路肩  
備考: 令和2必携第2編1-1-8

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑 費	備 考
土木一般世話役		人				15	R4000 県単価・R0125
特殊作業員		人				15	R0100 県単価・R0101
普通作業員		人				15	R0200 県単価・R0102
アスファルト単価	密粒度アスコン(13) 小型車	t	12.573				第10号代価表, SY9010//1
アスファルト乳剤	PK4 タックコート用	リットル					T0772/1 県単価・Z004130003
振動ロー運転	ハンドメイド式 0.5~0.6t	日				15	第11号代価表, SM091//1 令和2県機械運転 機-23
振動コンパクタ運転	前進型 40~60kg	日				15	第12号代価表, SM078//1 令和2県機械運転 機-23
砂散布費		%					Z5000
諸雑費		%					Z1000
合 計		m <sup>2</sup> ・1層	100				

諸雑費がかかる単価の「雑」欄に「1」と「5」の表記

諸雑費コード Z1000 と Z5000

例 3) 諸雑費が1つかかるがフラグが2つ以上ある場合

設計積算システムの計算処理の関係上、1つの諸雑費に対して2つ以上のフラグが表記されることがあります。

この例の場合積上げている諸雑費 (Z1000) のフラグ (「1」) のみが有効となります。

(TM0001-0)

第5号代価表  
SZ1070-0000-02

舗装工(人力施工) 100m<sup>2</sup>・1層当り

種別: 密粒度アスコン(13) タックコート  
形状: 仕上厚5cm 車道及び路肩  
備考: 令和2必携第2編1-1-8

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑 費	備 考
土木一般世話役		人				15	R4000 県単価・R0125
特殊作業員		人				15	R0100 県単価・R0101
普通作業員		人				15	R0200 県単価・R0102
アスファルト単価	密粒度アスコン(13) 小型車	t					第10号代価表, SY9010//1
アスファルト乳剤	PK4 タックコート用	リットル					T0772/1 県単価・Z004130003
振動ロー運転	ハンドメイド式 0.5~0.6t	日				15	第11号代価表, SM091//1 令和2県機械運転 機-23
振動コンパクタ運転	前進型 40~60kg	日				15	第12号代価表, SM078//1 令和2県機械運転 機-23
諸雑費		%					Z1000
合 計		m <sup>2</sup> ・1層	100				
単 位 当 り		m <sup>2</sup> ・1層	1				諸雑費コード Z1000

諸雑費がかかる単価の「雑」欄に「1」と「5」の表記があるが、諸雑費が Z1000 のみのため「1」のみが有効となる。

諸雑費コード Z1000

主な諸雑費コード、名称・単位・端数調整、設定を以下に示します。

主な諸雑費の例

コード番号	名称・単位・端数調整	設定
Z1000 Z1W000	諸雑費 % 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑费率以内で端数を計上する。	諸雑費がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ1) Z1W000は局共通代価で使用。
Z9000	諸雑費 式 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上する。	合計を有効4桁丸めにする。 「雑」欄は空欄。
Z4009	諸雑費(消耗品及び工具損料) % 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑费率以内で端数を計上する。	内面塗装工(無溶剤型エポキシ)等で使用。 諸雑費がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ4)
Z5009 Z5W009	諸雑費(材料費及び器具損料) % 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑费率以内で端数を計上する。	鋼管電気溶接工等で使用。 諸雑費がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ5) Z5W009は局共通代価で使用。
Z4003	特大割増 % 対象額に所定の率を乗じた金額を上限として計上する。	重機運搬の割増で使用。 割増率がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ4)
Z4001	植栽割増 % 対象額に所定の率を乗じた金額を上限として計上する。	道路植栽・公園植栽工(市場単価)で使用。 率がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ4)
Z5000	砂散布費 % 対象額に所定の率を乗じた金額を上限として計上する。	舗装工の砂散布费率で使用。 率がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ5)
Z5001	ビット等損耗費 % 対象額に所定の率を乗じた金額を上限として計上する。	大口径ボーリングマシンによる場所打杭等で使用。 率がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ5)
Z5014	機械器具費 % 対象額に所定の率を乗じた金額を上限として計上する。	X線検査工、超音波検査当で使用。 率がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ5)
Z5020	移設費 % 対象額に所定の率を乗じた金額を上限として計上する。	高圧噴射攪拌工で使用。 率がかかる単価の「雑」欄にフラグを入力。(フラグ5)

## 6. 管材費について

資材調書（設計書に見積参考資料として添付）の管材費計の金額の 1/2 については、共通仮設費及び現場管理費の対象としません。

管材費とは、原則として、導水、浄水、送水、配水（給水装置含む）において水に直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。※管材は管等の内面が水に接する材料です。

### 【お問い合わせ】

上下水道局 技術部 水道管路課

TEL : 046-823-0684

FAX : 046-822-0153

メール : [wsf-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:wsf-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp)

## 参考資料

### 1 工事積算時に必要な各種基準について

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| (1) 水道工事積算単価関係(共通代価表・共通単価表)  | 【横須賀市上下水道局(水道)】  |
| (2) 水道事業実務必携                 | 【全国簡易水道協議会】      |
| (3) 土木工事標準積算基準書(土木工事編Ⅰ・Ⅱ)    | 【神奈川県県土整備局】      |
| (4) 積算参考資料(【土木工事編】、【計画・調査編】) |                  |
| (5) 公共工事設計労務単価表              |                  |
| (6) 土木工事資材等単価表               |                  |
| (7) 設計業務委託等技術者単価表            | 【(一社)日本建設機械施工協会】 |
| (8) 建設機械等損料表                 |                  |

### 2 単価世代と採用資料について

- (1) 単価世代の改定は毎月とし、採用単価及び基準書等は下表とします。

採用資料		単価世代 (基準年度)	4月1日 (4月)	5月1日 (5月)	6月1日 (6月)	7月1日 (7月)	8月1日 (8月)	9月1日 (9月)	10月1日 (10月)	11月1日 (11月)	12月1日 (12月)	1月1日 (1月)	2月1日 (2月)	3月1日 (3月)
		土木工事資材等単価表												
公共工事設計労務単価表			4月版	5月版	6月版	7月版	8月版	9月版	10月版	11月版	12月版	1月版	2月版	3月版
設計業務委託等技術者単価表														
建設機械等損料表			前年度版						当年度版					
共通 単 価	Web建設物価		3月版	4月版	5月版	6月版	7月版	8月版	9月版	10月版	11月版	12月版	1月版	2月版
	積算資料電子版													
	見積等局独自単価		見積条件等により適宜更新											
基 準 書	水道事業実務必携		前年度版						当年度版					
	土木工事標準積算基準書		前年度版						当年度版					